資料１

届出が必要な事故等の定義について

１．根拠となる法令

（ア）鉄道事故等報告規則　　第３条

（イ）軌道事故等報告規則　　第１条

２．事故等の定義について

ア．「運転事故」とは、次の各号に掲げる事故をいい、その意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）車両衝突事故

列車*(※1)*又は車両*(※2)*が、他の列車等*(※3)*又は車両と衝突し、又は接触した事故をいう

（２）車両脱線事故

列車又は車両が脱線した事故をいう

（３）車両火災事故

列車又は車両に火災が生じた事故をいう

（４）踏切障害事故

踏切道において、列車又は車両が道路を通行する人又は車両等*(※4)*と衝突し、又は接触した事故をいう

（５）道路障害事故

踏切道以外の道路において、列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故をいう

（６）人身障害事故

列車又は車両の運転により人の死傷を生じた事故(前各号の事故に伴うものを除く。)をいう

（７）物損事故

列車又は車両の運転により五百万円以上の物損を生じた事故(前各号の事故に伴うものを除く。)をいう

イ．「輸送障害」とは、鉄道又は軌道による輸送に障害を生じた事態であって、運転事故以外のものをいう。

ウ．「電気事故」とは、次の各号に掲げる事故をいい、その意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）感電死傷事故

感電により人の死傷を生じた事故をいう

（２）電気火災事故

漏電、短絡、せん絡その他の電気的要因により建造物、車両その他の工作物、山林等に火災が生じた事故をいう

（３）感電外死傷事故

電気施設の欠陥、損傷、破壊等又は電気施設を操作することにより人の死傷を生じた事故(第一号の事故を除く。)をいう

（４）供給支障事故

受電電圧三千ボルト以上の電気施設の故障、損傷、破壊等により電気事業者に供給支障を生じさせた事故をいう。

エ．「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他大規模な事故により軌道施設又は車両に生じた被害をいう。

※1：鉄道線において、本線路を運転するために仕立てた車両のことをいう。
※2：軌道線において、本線路を運転するために仕立てた車両のことをいう。
※3：鉄道線において、列車及びそれ以外の車両を含む全車両をいう。
※4：自動車、二輪車、自転車をいう。